

ふれんず賃貸住宅総合保険（賃貸住宅総合保険普通保険約款）をご契約いただく皆様へ

※保険契約申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
※インターネットでお申し込みされる場合は、本書面は電磁的方法により提供しています。
本重要事項説明書を開いて内容を確認いただかないと、次の手続きに進めない仕組みとなっています。

重要事項説明書

本書面には、本保険契約に関する重要な内容（「契約概要」・「注意喚起情報」等）が記載されています。
契約を正しくご理解いただくため、ご契約前に必ず全体をよくお読みください。

- 特に、主な免責事由など、お客さまに不利益となる可能性がある事項を記載した部分は、保険金のお支払可否に関係する重要な情報であるため、必ずご確認ください。
- 既存契約をやめて新しい保険に加入する「乗換」を行う場合、補償内容・保険料・免責事項などの違いにより、お客さまにとって不利益となる可能性がある点にご注意ください。「乗換」をご検討の場合は、現在の契約との相違点を十分比較・確認のうえ判断してください。
- 申込人（保険契約者になる方）と入居者（被保険者になる方）が異なる場合は、「契約概要」「注意喚起情報」の記載事項を申込人から入居者に必ずご説明ください。
- 本書面は、すべての情報を記載しているものではありません。詳細については保険約款等のご参照、または、取扱代理店、ふれんず少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）までお問い合わせください。

 契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
 注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

用語のご説明：「保険約款」にも「用語の定義」が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語			説 明
い	いひんせいり	遺品整理	死亡した被保険者が借戸室内に残置した物品を整理、撤去、廃棄することをいいます。
か	かいじょ	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	かざい	家財	生活用動産をいい、業務（注）の用にのみ供されるものを除きます。 （注）業務には、保険証券記載の建物を第三者の居住の用に供する業務、これに付随する業務を含みません。
き	ききんぞく・ ほうせき・ びじゅつひんとう	貴金属・宝石・ 美術品等	貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
	きゅうはいすい せつび	給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
け	げんどうきつき じてんしゃ	原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 3 項に定める原動機付自転車をいいます。
こ	こくちじこう	告知事項	危険（注）に関する重要な事項およびこの保険契約の引受範囲の認定に必要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 （注）損害発生の可能性をいいます。
さ	さーびすつき こうれいしゃ じゅうたく	サービス付き 高齢者住宅	60 歳以上の者または要介護認定もしくは要支援認定を受けている者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他のこれらの者が日常生活を営むために必要な福祉サービスをこれらの者に提供する住宅をいいます。
	ざんぞんぶつとり かたづけひよう	残存物取片付け 費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片付けに必要な費用で、取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用をいいます。
し	しゃくようこしつ	借戸室	保険証券記載の建物または戸室をいい、これに付属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。 一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約等の対象である場合については、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を借戸室として取り扱います。
	しんぞく	親族	6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。この場合において、「配偶者」には戸籍上の性別の異同を問わず婚姻の届出をしていない状態で婚姻関係と異ならない程度の実質を備えた場合を含みます。
す	すいさい	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。
せ	せっさい	雪災	豪雪、雪崩等をいい、融雪洪水を除きます。

用 語			説 明
そ	そうらんおよびこれに るいじのしゅうだん こうどう	騒乱およびこれに 類似の集団行動	群集または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模 にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らな いものをいいます。
	そんかい	損壊	滅失、破損または汚損をいい、それぞれの定義は次のとおりとします。 ① 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいいます。 ② 破損とは、財物が壊れることをいいます。 ③ 汚損とは、財物が汚れることまたは傷むことによりその客観的な経済的価 値を減じられることをいいます。
	そんがい	損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象に発生した損害を含みます。
た	たのほけんけいやく とう	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約ま たは共済契約をいいます。
ち	ちんたいしゃく けいやくとう	賃貸借契約等	建物または戸室を使用するための契約をいいます。賃貸借契約またはこれに類 する契約で建物または戸室に対する専用使用権および使用の対価に関する約定 のあるものをいいます。
と	とうなん	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	とくやく	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更 の内容を定めたものです。
	とりつけがらす	取付けガラス	借戸室に取り付けられた板ガラスをいい、ガラスに付属する枠、とつて等を含 み、鏡を含みません。
は	はれつまたはばくはつ	破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	ひさいてんきょひよう	被災転居費用	転居先の賃貸借契約等に必要な費用および転居先への引越し費用をいいます。
	ひほけんしゃ	被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。
	ひようほけんきん	費用保険金	残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、臨時宿泊費用保険金、被災 転居費用保険金、盗難転居費用保険金、ドアロック交換費用保険金をいいます。
ふ	ふつうほけんやっかん	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
	ふうさい	風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
ほ	ほうりつじょうの そんがいばいしょう せきにん	法律上の 損害賠償責任	民法（明治 29 年法律第 89 号）等法律に基づく損害賠償責任をいいます。
	ほけんきかん	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険 期間をいいます。
	ほけんきんがく	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金 の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。なお、事故の種類に よっては、保険金額以外の限度額が適用されることがあります。
	ほけんけいやくしゃ	保険契約者	保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支 払義務を負うこととなる者をいいます。
	ほけんのたいしょう	保険の対象	この保険契約により補償される物としてこの保険契約で定めるものをいいます。
	ほけんりょう	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ゆ	ゆうりょう ろうじんほ一む	有料老人ホーム	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する有料老人ホームをいいます。
	ゆかうえしんすい	床上浸水	居住の用に供する部分の床（注）を超える浸水をいいます。 （注）畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
よ	よちょきんしよ うしよ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機 用カードを含みます。
り	りんじしゅくはく ひよう	臨時宿泊費用	一時的に有料宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。
れ	れんたるふくしょうぐ	レンタル福祉用具	被保険者が貸与を受けている生活用具である動産のうち、要介護者等である被 保険者の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具なら びに補装具（注）をいいます。 （注）車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体 位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感 知機器等を含みます。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

①商品の名称

契約概要

ふれんず賃貸住宅総合保険（賃貸住宅総合保険普通保険約款）

②商品の仕組み

契約概要

基本となる補償・特約は以下の通りです（任意にセットできる特約はありません）

No	基本となる補償	補償の内容
1	家財補償	火災、落雷、破裂・爆発、外部物体の落下、給排水設備事故による水漏れ、騒乱、盗難、風災・雹災・雪災、水災
2	費用補償	残存物取片付け費用／失火見舞費用／臨時宿泊費用／被災転居費用／盗難転居費用／ドアロック交換費用
3	修理費用補償	借戸室の修理費用／水道管の凍結／取付けガラスの損害／洗面台・浴槽・便器の損害／借戸室内死亡による修理費
4	遺品整理費用補償	入居者死亡に伴う遺品整理費用
5	借家人賠償責任補償	火災、破裂、爆発、給排水設備の使用管理に起因する漏水・水漏れ、その他の不測かつ突発的事故による貸主への損害賠償
6	個人賠償責任補償	借戸室の使用・管理、日常生活における対人・対物の損害賠償

(2) 補償の内容、保険の対象および保険金額の設定方法等

①補償の内容

契約概要

注意喚起情報

補償内容		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
すべての補償に共通			- 保険契約者・被保険者等の故意 - 戦争・内乱・暴動等 - 地震・噴火これらによる津波 - 核燃料物質による事故
1 家財補償	①火災、落雷、破裂・爆発	- 火災、落雷、破裂・爆発 - 消防・避難に必要な処置による損害を含みます	- 保険対象が屋外にある間の事故 - 建物または開口部の直接破損以外の原因による雨・雪・雹・砂塵等の吹込み（例：窓の閉め忘れ等）
	②外部からの物体の落下・給排水設備事故・騒乱	- 建物外部からの飛来・落下・衝突・倒壊 - 給排水設備事故や他戸室の事故に伴う漏水等 - 騒乱、集団行動、労働争議に伴う破壊行為	
	③盗難	借戸室内の現金・預貯金証書の盗難を含みます	
	④風災・雹災・雪災等	- 風災・雹災・雪災 - 雨・雪・雹・砂塵等の吹込みによる損害は、建物または開口部が直接破損した場合に限る	
	⑤水災	次のいずれかの状態となった場合 ア. 再調達価額の 30% 以上の損害 イ. 床上浸水または地盤面より 45cm 超の浸水	
2 費用補償	①残存物取片付け費用	家財保険金支払事故に伴う残存物の処分費	
	②失火見舞費用	借戸室発生の火災、破裂、爆発による、第三者物損害の見舞金	煙損害または臭気付着の損害
	③臨時宿泊費用	家財保険金支払事故に伴い、一時居住不能になった場合の宿泊費用（例：インフラの供給停止、排水設備・生活用通路の使用不能）	復旧後の宿泊費用
	④被災転居費用	家財保険金支払対象の事故で借戸室・建物に半損以上の損害が生じ住めなくなった場合の転居費用	- 借戸室または建物の半損未満の損害 - 盗難事故
	⑤盗難転居費用	盗難事故による転居費用	借戸室への不法侵入以外の事故（例：敷地、ベランダ、建物付属物のみへの不法侵入）

補償内容		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	⑥ドアロック交換費用	鍵の盗難または故意破壊によるドアロック（錠）の交換費用	鍵の盗難または故意破壊以外の事故（例：紛失）
3 修 理 費 用 補 償	①借戸室の修理費用	家財保険金が支払われる場合で、被保険者が負担した修理費用	・原状回復を超える修理 ・借戸室を貸主に明け渡す際の原状回復費 ・借戸室を貸主に明け渡した後に判明した損害 ・建物の主要構造部の損害（壁、柱、床、はり、屋根、階段） ・感知器類の損害 ・共用部の損害（玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機等） ・屋外設備・装置の損害（門、塀、垣、電気・ガスの供給設備等） ・緊急を要しない損害（修理が可能となった時から、7日間以内に修理に着手しなかったものは、急迫の事情がなかったものと推定します）
	② 水道管の凍結	接続された機器・装置内の水管を含みます（パッキンのみは除外）	
	③ 取付けガラスの損害	不測かつ突発的な損害（室内の取付けガラスを含みます）	
	④洗面台、浴槽、便器の損害	・不測かつ突発的な損害 ・付属物も含みます	
	⑤室内死亡による損壊の修理費	被保険者の借戸室内での死亡による借戸室の損害	
修理費用補償と借家人賠償責任補償に共通			・差押え、収用、没収、破壊等 ・欠陥、自然消耗、劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、ねずみ食い、虫食い等 ・加工、修理中の過失 ・外観損傷のみ（すり傷、かき傷、塗料のはがれ等） ・電氣的、機械的事故 ・土地の変動（沈下、隆起、移動、振動等） ・電球、蛍光灯等の管球類のみの損害 ・不注意による廃棄
4 遺 品 整 理 費 用 補 償	遺品整理費用	・被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用 ・法定相続人・保証人・相続財産管理人・借戸室の賃貸借契約等により代わって履行する者等が支出した整理費	・保険契約者、被保険者、借戸室の貸主、法定代理人の故意・重大な過失または法令違反
5 借 家 人 賠 償 責 任 補 償	借家人賠償責任補償	借戸室を損壊させ、貸主に法律上の損害賠償責任を負担したことにより被った損害 ＜補償の対象となる事故＞ ・火災 ・破裂・爆発 ・給排水設備の事故による水濡れ ・上記以外の不測かつ突発的な事故	・心神喪失 ・借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事 ・建物等に対する風、雨、雪、雹、砂塵等の吹込み
6 個 人 賠 償 責 任 補 償	個人賠償責任補償	他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担したことにより被った損害 ＜補償の対象となる事故＞ ・借戸室の使用または管理に起因する事故 ・被保険者の日常生活に起因する事故	・工作中的事故 ・仕事に使用する動産・不動産の所有・使用・管理に起因する事故 ・同居の親族に対する賠償責任 ・使用人が業務中に負ったケガに対する賠償責任 ・第三者との間で約定し、加重された賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物が損壊した際の賠償責任 ・心神喪失による事故 ・暴行・殴打などの故意の事故 ・航空機、船舶、車両（自転車を除く）・銃器に関する事故 ・排気・煙・廃棄物による損害 ・給排水管・消火栓・スプリンクラーの欠陥・劣化・さびが原因の事故

保険金総額の上限	1回の事故で受け取れる保険金の総額上限： 家財保険金・費用保険金・修理費用保険金・遺品整理費用保険金の合計で、最大 1,000 万円までが限度となります。 1回の事故で受け取れる保険金の総額上限： 借家人賠償責任保険金・個人賠償責任保険金の合計で、最大 1,000 万円までが限度となります。
家財保険金 (盗難時を含みます)	1回の事故につき、家財保険金額が上限となります。 - 貴金属・宝石・美術品等（盗難時） 1個または1組の損害額が 30 万円を超える場合 → 損害額は 30 万円として扱います。 1回の事故の損害額の合計が 100 万円を超える場合 → 損害額の合計は 100 万円として扱います。 - 現金・預貯金証書（盗難時） 現金が 30 万円を超える場合 → 損害額は 30 万円として扱います。 預貯金証書が 300 万円を超える場合 → 損害額は 300 万円として扱います。 - 盗まれた物が戻った場合、回収のために必要な費用は、損害額に含めて補償します。 - 被保険者が複数いる場合、保険金はそれぞれの被保険者の家財に応じて按分して支払われます。
費用保険金	■残存物取片付け費用 - 片付けにかかった実費を補償（上限：家財保険金の 10% / 1 事故） ■失火見舞費用 - 被災した世帯数 × 10 万円（上限：家財保険金額の 20% / 1 事故） ■臨時宿泊費用 - 宿泊にかかった実費（上限：1 室 1 泊 3 万円、最大 14 泊、1 事故 40 万円まで） ■被災転居費用 - 転居に必要な実費 ① 新居の契約に必要な費用 ② 引越し費用 - 上限：①②それぞれ 20 万円まで、合計 40 万円 / 1 事故 ■盗難転居費用 - 転居に必要な実費 ① 新居の契約に必要な費用 ② 引越し費用 - 上限：①②それぞれ 20 万円まで、合計 40 万円 / 1 事故 ■ドアロック交換費用 - ドアロック交換の実費（上限：3 万円 / 1 事故） 【費用保険金と家財保険金の関係】 費用保険金は家財保険金額とは別枠で支払われます。 費用保険金と家財保険金の合計が家財保険金額を超えても、費用保険金は支払われます。
修理費用保険金	1回の事故につき、次の限度額を上限として修理費用を支払います。 ■借用戶室の修理費用 100 万円 ■借用戶室の専用水道管が凍結した場合の修理費用 30 万円 ■取付けガラスの修理費用 100 万円 ■洗面台、浴槽、便器の損害 100 万円（免責 1 万円） ■借用戶室内死亡による損壊の修理費 50 万円 取付けガラスの修理費用と洗面台、浴槽、便器の損害が同じ事故で同時に発生した場合、両方の損害額の合計に対して、限度額 100 万円を適用します。
遺品整理費用保険金	1回の事故につき、次の限度額を上限として遺品整理費用を支払います。 上限：50 万円
借家人賠償責任保険金	■基本補償 - 上限：1,000 万円 / 1 事故 ■その他の不測かつ突発的な事故の場合 - 上限：100 万円 / 1 事故（免責 3,000 円）
個人賠償責任保険金	上限：1,000 万円 / 1 事故

保険金額の減額について

事故が当社の想定を大きく上回り、現在の保険料や保険金額を維持できなくなった場合、保険金額の引下げを行うことがあります。この変更は、専門家の意見を踏まえた社内決議と主務官庁の承認を経て行い、決定後は書面でお知らせします。なお、通知前に発生した事故の保険金を減額することはありません。

③ 主な特約およびその概要

契約概要

特約は、すべて、ご契約時に自動的にセットされる特約です。任意でセットできる特約はありません。

自動セット特約	保険料の口座振替に関する特約	保険料の支払い方法に関する特約
	保険料のクレジットカード支払いに関する特約	
	保険料のコンビニエンス払いに関する特約	
	保険料のペイジー払いに関する特約	
	保証業者扱特約	
	法人等契約の被保険者に関する特約	保険証券に記載する被保険者を、居住従業員等とする特約
	保険証券発行および保険更新証省略に関する特約	保険証券および保険更新証を発行しないで電磁的方法により提供する特約
任意セット特約	なし	

④ 補償の重複

⚠ 注意喚起情報

補償内容が同種の保険契約が他にある場合、補償が重複することがあります。その場合、対象となる事故についてどちらかの保険契約でも補償することができますが、一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認ください。なお、当社のこの保険契約はあらかじめ複数の異なる補償がセットされて販売されておりますので、ある補償を付け加えたり、除外することはできません。

(補償が重複する可能性のある主な場合)

この保険契約の補償条項	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償 (日常生活に起因する事故)	自動車保険の日常生活賠償特約
	自転車保険の日常生活賠償特約
	傷害保険の個人賠償責任特約
	クレジットカード付帯保険

⑤ 保険料の増額または保険金額の減額について

⚠ 注意喚起情報

事故が当社の想定を大きく上回り、現在の保険料や保険金額を維持できなくなった場合、保険期間の途中でも保険料の引上げや保険金額の引下げを行うことがあります。

この変更は、専門家の意見を踏まえた社内決議と主務官庁の承認を経て行い、決定後は書面でお知らせします。なお、通知前に発生した事故の保険金を減額することはありません。

⑥ 保険の対象

契約概要

ア. 家財補償

保険の対象は、被保険者が所有し、借戸室に収容される家財です。

ただし、次に掲げるものは、借戸室に収容されているものとみなします。

- 借戸室に付属する専用駐輪場に置かれる自転車・原動機付自転車・電動キックボード
借戸室が一戸建の場合は敷地内のもの
- エアコンの室外機
- 借戸室に付属する洗濯機置場にある洗濯機
- 借戸室が属する敷地内の建物内で干されている洗濯物・衣服・布団等これらに類するもの

借戸室がサービス付き高齢者住宅または有料老人ホームに該当する場合、次を保険の対象に含みます。

- 借戸室に収容されるレンタル福祉用具
- 敷地内の建物内において、被保険者が携行または保管しているもの

保険の対象に含まれないもの

船舶、航空機、自動車、自動三輪車、自動二輪車

現金、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、小切手、有価証券、印紙、切手、乗車券、定期券、商品券、チケット類、商品その他これらに類するもの

業務の目的にのみ使用される動産

貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの

原稿、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データその他これらに準ずるもの

動物および植物

盗難の場合の特則

現金・預貯金証書・貴金属・宝石・美術品等に盗難損害が生じた場合は、生活用のものに限り以下の取り扱いとなります。

○ 貴金属・宝石・美術品等（盗難時）

1個または1組の損害額が30万円を超える場合 → 損害額は30万円として扱います。

1回の事故の損害額の合計が100万円を超える場合 → 損害額の合計は100万円として扱います。

○ 現金・預貯金証書（盗難時）

現金が30万円を超える場合 → 損害額は30万円として扱います。

預貯金証書が300万円を超える場合 → 損害額は300万円として扱います。

イ. 修理費用補償

借戸室に損害が生じ、被保険者が緊急的に修理した費用

※修理可能となった時から7日間以内に着手しなかった場合は、急迫性がなかったものと推定します。

○ 家財保険金が支払れる事故による損害

○ 借戸室専用水道管の凍結損害

○ 取付けガラスの不測かつ突発的事故による損害

○ 洗面台・浴槽・便器の不測かつ突発的事故による損害

被保険者が借戸室内で死亡し、戸室が損害を受けた場合に、相続人等が自己負担で行った修理費用

ウ. 遺品整理費用補償

被保険者の死亡により賃貸借契約等が終了する際、貸主へ明け渡し可能な状態へ復するために必要な遺品整理費用（整理・廃棄・売却・運送費用、保管は一時的保管に限る）

エ. 借家人賠償責任補償

被保険者の責めに帰すべき以下の事由により借戸室が損壊し、貸主に対して法律上の賠償責任を負う場合の損害

○ 火災・破裂・爆発

○ 給排水設備の使用・管理に起因する漏水・放水・溢水による水漏れ

○ 上記以外の不測かつ突発的事故

オ. 個人賠償責任補償

被保険者が日本国内で、以下の事由により他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害

○ 借戸室の使用・管理に起因する事故

○ 被保険者の日常生活に起因する事故（借戸室以外の不動産の所有・使用・管理に起因する事故は対象外）

⑦ 保険金額の設定

契約概要

本保険の家財保険金額は、借戸室の広さ（専有面積）に応じて選択します。

借戸室の家財量や損害発生時の修理・復旧費用等を適切に反映するため、以下の基準を参考に、過不足のない保険金額を設定してください。

< 推奨する保険金額プラン >

プラン	I	II	III	IV	V	VI
借戸室の広さ (専有面積)	20㎡未満	20㎡以上	30㎡以上	50㎡以上	80㎡以上	80㎡以上
家財保険金	100万円	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円

保険金額設定の留意事項

保険金額が実際の家財価額や修理に必要な金額より少ない場合、損害の一部が自己負担となる可能性があります。

一方、保険金額を実際より過大に設定しても、支払われる保険金が増えることはありません。

契約の適正性を確保するため、契約締結時に申込書（Web 申込画面）に記載の保険金額を必ずご確認ください。

引受保険金額の上限を超えないようにするため、同一の被保険者について、複数の契約は引き受けられません。

⑧保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

保険期間：1年又は2年

補償の開始：保険期間の開始日の0時

補償の終了日：保険期間の満了日の24時

※日本国の標準時による

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は契約プランによって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、商品リーフレットの「販売プラン」でご確認ください。契約締結にあたっては、ご負担いただく保険料を必ずご確認ください。具体的な保険料は申込書面（または申込画面）に記載されていますので、内容をご確認のうえお手続きをお願いいたします。

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法：一時払いまたは分割払い

各払込方法でご利用いただける払込手段は次のとおりです。

一括払い：現金／口座振替／クレジットカード支払い／コンビニエンス払い／ペイジー払い／保証業者扱

分割払い（1年12回、2年24回）／保証業者扱

※保険期間が開始した後であっても、保険料をお支払いいただく前に発生した事故による損害は補償されません。必ず、指定された期日までに保険料をお支払いください。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

＜保険料の払込期限＞

保険料は保険始期前までにお支払いいただく必要があります。

当社が保険料を領収したとみなす日は、以下のとおりです。

- ・現金：お支払い日
- ・口座振替：指定口座から引き落とされた日
- ・クレジットカード支払い：カード会社による承認（オーソリ）日
- ・コンビニエンス払い：コンビニエンスストア店舗で支払が完了した日
- ・ペイジー払い：ペイジーで支払が完了した日
- ・保証業者扱：集金者に保険料を支払った日

＜払込猶予期間の取扱い＞

払込方法ごとの猶予期間は次のとおりです。

- ・現金：払込猶予期間はありません
- ・口座振替：払込期日の属する月の翌月末日まで猶予します。ただし、保険契約者の故意・重大な過失による未払でない場合に限り翌々月末日まで猶予します。
- ・コンビニエンス払い：払込期日（保険期間開始月の翌月末日）に支払がない場合、その翌月末日まで猶予します。
- ・ペイジー払い：払込期日（保険期間開始月の翌月末日）に支払がない場合、その翌月末日まで猶予します。
- ・保証業者扱：集金不能となった場合、当社が通知した「集金不能時払込期日」の属する月の翌月末日まで猶予します。

猶予期間中に保険料が支払われた場合は、保険料領収前に生じた事故については保険金を支払います。ただし、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払込まなければなりません。

④ 保険料の増額

契約概要

注意喚起情報

事故が当社の想定を大きく上回り、現在の保険料や保険金額を維持できなくなった場合、保険期間の途中でも保険料の引上げを行うことがあります。この変更は、専門家の意見を踏まえた社内決議と主務官庁の承認を経て行い、決定後は書面でお知らせします。

(4) 地震保険の取扱い

地震保険のお引き受けはできません

(5) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険に満期返戻金、契約者配当金はありません

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険申込書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

契約を締結するにあたり、当社が求める告知事項について、事実を正確にご申告いただく必要があります（告知義務）。

① 契約時にご申告いただく主な内容

書面または電磁的方法により、次の事項について告知をお願いしています。

- ・保険の目的の所在地
- ・借戸室の用途（用途区分）
- ・同一の保険目的に関する他の保険加入の有無

② 告知義務違反となる場合

次のいずれかに該当する場合、告知義務違反となります。

- ・故意または重大な過失により、事実を告げなかった場合
- ・事実と異なる内容を告げた場合

この場合、当社は保険契約者に対し、書面または電磁的方法による通知により契約を解除することができます。

③ 告知義務違反の結果

契約が解除されることがあります。

保険金が支払われない場合があります。

④ 告知義務・危険増加による契約終了の可能性

契約時の告知が不正確な場合や、契約後にリスクが大きく増えた場合（危険増加）には、保険金をお支払いできないことや保険料の増額をお願いすることがあります。

また、リスクが大きくなり、保険料を増額しても契約を続けられないと約款で定めている場合には、保険期間中でも契約が終了することがあります。申込書・申込画面への記載内容が事実と相違ないか、必ずご確認ください。

(2) クーリングオフ

⚠ 注意喚起情報

保険契約者は、一定の条件のもとで、契約のお申込みを書面または電磁的方法により撤回または解除（クーリングオフ）することができます。

① クーリングオフができない場合

次のいずれかに該当する場合は、クーリングオフはできません。

- ・重要事項説明書の交付日と申込日（遅い方）から 8 日を経過した場合
- ・営業または事業のために契約した場合
- ・以下の者が申込んだ契約の場合
一般社団法人・一般財団法人・特別法により設立された法人／法人格のない社団・財団で代表者等の定めがあるもの／国または地方公共団体
- ・保険期間が 1 年以下の保険契約の場合

② クーリングオフの手続き方法

書面（例：はがき）または電磁的方法（例：E メール、ホームページ等）により、当社へお申出ください。

【申出時に記載いただく内容】

クーリングオフを希望する旨・保険契約者の住所・氏名・連絡先電話番号・契約申込日・証券番号（わかる場合）

8120054 福岡市東区馬出一丁目13番10号 福岡県不動産会館3階 ふれんず少額短期保険株式会社 お客様相談室行	①私は下記の保険契約を クーリング・オフします。 ②保険契約者住所 氏名 印 ③電話番号（日中の連絡先） ④申込日 ⑤証券番号
(表)	(裏)

③ 保険料の返金

クーリングオフが受理された場合、すでにお支払いいただいた保険料は全額返金いたします。

また、当社および取扱代理店は、クーリングオフに伴う損害賠償や違約金等を請求することはありません。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

⚠ 注意喚起情報

契約締結後、当社が定める通知事項に変更が生じた場合には、保険契約者は遅滞なく当社へ通知していただく必要があります（通知義務）。

通知が行われない場合には、

- ・契約が解除されることがある
- ・保険金が支払われない場合がある

といった不利益が生じる可能性があります。

なお、本書面にすべての事項を記載しているわけではありませんので、詳細は保険約款をご確認ください。

①通知が必要となる主な事項

保険証券等に記載された通知事項のうち、次の変更があった場合は当社へご連絡ください。

- 借戸室の用途の変更
- 保険契約者の住所の変更
- 借戸室の変更

※用途変更に関する特則：借戸室の用途が、賃貸借契約の対象となっている居住用戸室でなくなった場合には、当社は保険契約者に対して書面または電磁的方法による通知により契約を解除することができます。また、解除の原因となった事実が発生した時から、解除が行われるまでの間に生じた損害については、保険金をお支払いできません。

(2) 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

保険契約者は、書面または電磁的方法により当社へ通知することで保険契約を解約できます。解約の際は、代理店または当社までご連絡ください。

① 解約返戻金について

解約した場合、契約条件に応じて解約返戻金が発生することがあります。

ただし、一般に解約返戻金は、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

解約返戻金の額は、次の計算式に基づき算出します。

【解約返戻金の計算式】

解約返戻金 =

$$\frac{(\text{保険料} - \text{当社の定める契約初期費用 (2,000 円)}) \times (\text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数})}{\text{保険期間 (月数)}}$$

※月数の計算で 1 か月未満の端数がある場合は、1 か月に切り上げます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限について

注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、領収証の交付、契約内容の変更手続き受付などの業務を行います。

取扱代理店を通じてお申込みいただき有効に成立した契約は、当社との直接契約となります。

なお、取扱代理店には保険金の支払に関する決定権限はありません。

保険金のお支払に関する最終判断は当社が行います。

(2) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、以下の目的で利用します。

- 保険引受の審査、契約締結・維持・管理、保険金支払等の保険業務
 - 当社およびグループ会社による、保険商品・サービスの案内・提供
 - 提携先・委託先の商品・サービスの案内（内容は将来変更されることがあります）
- また、以下の点をあらかじめご確認ください。
- センシティブ情報（保健医療等の特別な非公開情報）は、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営に必要な範囲に限定して利用します。
 - 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲で、業務委託先（代理店を含みます）、仲立人、医療機関、保険金支払先等（海外を含みます）へ供する場合があります。
 - 個人情報保護に関する詳細は、当社の「プライバシーポリシー」をご確認ください。

(3) 保険会社が破綻した場合の取扱い

注意喚起情報

万が一、当社が経営破綻した場合には、保険金や解約返戻金が予定どおり支払われない可能性があります。

少額短期保険業者は、生命保険会社や損害保険会社と異なり、保険契約者保護機構（補償制度）の対象外であるため、破綻時に保険契約が保護される制度はありません。このため、当社の財務状況の悪化により、

- 保険金・給付金が削減される
- 解約返戻金が減額される
- 契約の継続が困難となる

といった影響を受ける可能性があります。

なお、最新の財務情報や経営状況については、当社が公表する資料をご確認ください。

(4) 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

<連絡先>

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL（フリーダイヤル）：0120-82-1144

FAX：03-3297-0755

ご相談フォーム <https://ws.formzu.net/dist/S23780034/>

通常受付時間：9：00～12：00 13：00～17：00

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

(5) 法令等で注意喚起することとされている事項について

📢 注意喚起情報

① 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する補償対象契約に該当しないこと。 📢 注意喚起情報

ア. この保険契約は、万一当社が経営破綻した場合であっても、「保険契約者保護機構」による保護はありません。

また、保険業法第 270 条の 3 の第 2 項 1 号（保険契約の移転等における資金援助）に規定する補償対象契約には該当しません。

イ. 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。

ウ. 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を当社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

② 少額短期保険業者の引受制限について

📢 注意喚起情報

当社（少額短期保険業者）は、保険業法上、お引き受けできる保険には以下の制限があります。

ア. お引き受けできる保険期間は 2 年までとなります。

イ. お引き受けできる保険金額は、1 被保険者について 1,000 万円までとなります。なお、個人の日常生活にかかわる賠償責任保険については、別枠で 1,000 万円のお引き受けができます。

ウ. 1 保険契約者について、お引き受けできるすべての保険の上限総保険金額は、上記イ. の保険金額 1,000 万円に 100 を乗じた 10 億円までとなります。

③ 自動継続契約について

📢 注意喚起情報

ア. 当社が、普通保険約款、特約条項、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約条項、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることや、契約を継続できないことがあります。

イ. 継続後の保険契約について、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。

ウ. 当社は、本保険の引き受けが不採算となり、当社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には、継続契約の引き受けを行わないことがあります。

(6) 事故が起こった場合

📢 注意喚起情報

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款、特約条項に定める書類等をご提出いただく場合があります。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず当社担当者にご相談いただきながらおすすめてください。

保険金請求権は、3 年間の時効により消滅しますので、ご注意ください（保険法第 95 条）。

<事故発生のご連絡は>

ふれんず少額短期保険株式会社のホームページの「契約者さま専用ページ」より、事故のご連絡を行うことができます。

また、下記の電話番号にて事故のご連絡を受け付けております。

【事故受付センター】フリーダイヤル 0120（256）153

【受付時間】24 時間 365 日受付

(7) 支払時情報交換制度について

📢 注意喚起情報

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取り消し、無効の判断の参考にすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。

支払時情報交換制度に参加している少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<https://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

<当社への保険に関する相談・苦情・お問い合わせは>

ふれんず少額短期保険株式会社 お客さま相談窓口

電話 092（292）7351

【受付時間】平日 9：00～17：00（土日・祝日・夏季・年末年始の休業期間を除く）

ご契約にあたってのご注意

- このリーフレットは賃貸住宅総合保険の概要を説明したものです。ご契約の際には、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
詳しくは「約款」をご用意しておりますので、必要に応じて取扱代理店にご請求ください。
また、ご不明な点がある場合には当社・取扱代理店までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、このリーフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願いいたします。
- この保険契約の家財保険金額は、「お奨め簡易評価（借戸室の広さ）」を参考に、過不足のない保険金額を設定してください。
【保険金額設定の留意事項】
 - 保険金額が実際の家財価額や修理に必要な金額より少ない場合、損害の一部が自己負担となる可能性があります。
 - 保険金額を実際より過大に設定しても、支払われる保険金が増えることはありません。
 - 契約の適正性を確保するため、契約締結時に申込書（Web 申込画面）に記載の保険金額を必ずご確認ください。
 - 引受保険金額の上限を超えないようにするため、同一の被保険者について、複数の契約は引き受けられません。
- この保険契約の被保険者（入居者本人）または被保険者（入居者本人）と同居する方が、この保険と同一の損害を補償する他の保険契約等を契約している場合には必ずお申出ください。
（他の保険契約が当社の契約の場合、重複してご加入できない場合があります。）
- この保険契約はご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
- 賠償事故が発生した場合は、解決にあたり事前に当社の承認が必要ですのでご相談ください。
- 取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代行業務を行っています。従いまして取扱代理店と有効に成立したご契約は当社と直接締結されたものとなります。
- 事故が起きた時、または退去などご契約内容に変更が生じた時は、遅延なく取扱代理店または当社までご連絡ください。

<保険に関する相談・お引越しや解約のご連絡は>

ふれんず少額短期保険株式会社 お客様コールセンター

電話 092 (292) 7351

【受付時間】 平日 9:00～17:00（土日・祝日・夏季・年末年始の休業期間を除く）

<事故発生のご連絡は>

ふれんず少額短期保険株式会社のホームページの「契約者さま専用ページ」より、事故のご連絡を行うことができます。
また、下記のフリーダイヤルにて事故のご連絡を受け付けております。

事故センター：電話 0120 (256) 153

【受付時間】 24時間 365日受付



ふれんず少額短期保険株式会社

福岡財務支局長（少額短期保険）第7号

〒812-0054

福岡県福岡市東区馬出一丁目13番10号

TEL: 092-292-7350 / FAX: 092-292-7301

メール: f-syoutan@f-takken.com

ホームページ: <https://f-takken.com/syoutan>



ホームページ